

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

上里町

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】

国民健康保険は、加入者が公平に分担し万が一に備えるための相互扶助的な性格を持つ制度です。被用者以外の方がもれなく加入する皆保険制度の中核でもあることから、健全な財政運営による制度の継続が不可欠です。制度の安定した運営のために現在、都道府県単位の統一に移行している段階であり、これからも加入者の皆さまが安心して医療を受けることができる環境を継続することこそが重要であると考えております。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

- ① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】

平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体は都道府県単位化されました。県と市町村は共同保険者として「埼玉県国民健康保険運営方針(以下「国保運営方針」という。)」に基づき安定的な運営を図っていかねばなりません。被保険者の皆様が安心して医療を受けられる制度を維持できるよう、今後も国保運営方針に基づき、町としては急激な負担増が生じないように配慮しながら、段階的に税率を改定しています。

- ② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】

県は法に基づき策定した埼玉県国民健康保険運営方針の中で、決算補填目的の法定外繰入金も赤字とし、県内の市町村に対し赤字の解消・削減を図るよう求めています。上里町も決算補填目

的の法定外繰入金の解消計画に則り、赤字削減に向けて努力せざるを得ないものと考えています。

- ③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】

国民健康保険の財政運営については、多くの公費が投入されているなかで、受益者である被保険者にも相応の適正なご負担をいただくことで成り立つ制度と考えています。地域医療体制の整備につきましては、引き続き県に対して要望してまいります。

- ④国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】

保険料の減免は個々の事情を勘案して行うものであり、特定の対象者に対し、あらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは適切でないとの国の見解が示されています。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

国民健康保険税について定めている地方税法では、賦課方式を応能負担と応益負担によるものとしており、上里町国民健康保険税条例においても同様の規定となっております。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

(2) ④に準じますが、特定の対象者に対し、あらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは適切でないとの国の見解が示されています。

- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

県は県内の市町村に対し赤字の解消・削減を図るよう求めています。上里町も決算補填目的の法定外繰入金の解消計画に則り、努力せざるを得ないものと考えています。

- ④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】

上里町国民健康保険特別会計では、歳入不足を補える規模の基金は持ち合わせていません。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

計画的な納税について直接ご相談できるよう、短期被保険者証交付世帯につきましては、来庁

していただき、保険証を手渡ししています。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

短期被保険者証交付世帯につきましては、来庁していただき、収税担当とともに現在の家庭状況等をお伺いし、生活に過度な負担がかからないよう、対象者に寄り添った納税相談を行うよう取り組んでいます。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

平成 30 年度に資格証明書等基準の見直しを行い、以降、資格証明書の発行はありません。法律上に定めがあり、運用につきましては各自治体の判断で実施しているところです。①②の回答に準じますが、納税相談等を行うことにより、対象者の状況に応じて見極めていくことが重要だと考えています。

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答】

国では、令和 6 年の秋を目途にマイナ保険証に移行する準備を進めていますが、ここに来て、移行時期について議論されているようです。また、マイナ保険証への移行に伴い発行される資格確認書については、ご指摘のとおり、施設入所者等の申請が難しいとの意見を踏まえ、プッシュ式での交付も検討されているようです。マイナ保険証をめぐる状況は刻々と変化しておりますので、その動向について、今後とも注視してまいります。

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6 カ月としてください。

【回答】

納税相談の機会を確保するため、必要に応じ 3 カ月または 6 カ月の短期被保険者証としています。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

低所得者に対する減免については、まず法定軽減制度(7割・5割・2割軽減)があるため、その適用を行います。その他申請に基づき、非自発的失業者の軽減適用や、生活困窮の場合について、生活保護の認定基準の 1.3 倍までを対象とした減免を実施しております。埼玉県国民健康保険運営方針に基づき減免等の基準も統一されていく方向にあり、県と市町村が共同保険者として運営している現状としましては、拡充の予定はありません。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の 1.5 倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の減免については、上里町国民健康保険に関する規則第 12 条の規定による「国民健康保険一部負担金の減免等の基準」により対応しています。農作物の不作、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少し、生活が著しく困難となった方に対して、世帯の生活費認定基準額の 3 倍を超える現金、預貯金及び有価証券等がなく、生活費認定基準額に対する平均収入の割合が、

110/100 未満の世帯は 100%免除が 3 ヶ月間、

110/100 以上 120/100 未満の世帯は 50%減額が 3 ヶ月間、

120/100 以上 130/100 未満の世帯は徴収猶予が 6 カ月間としています。

減免条例の拡充は、近隣市町や社会経済状況を勘案しながら研究してまいります。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請書については必要最低限の情報のみ記入していただく様式となっています。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

国保被保険者に対する制度ですので、町へ申請手続きをしていただきますようお願いいたします。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

税は納期限内での自主納付が原則ですが、期限内納付ができていない方に対しては、文書や電話による納税催告により自主納付を促すとともに、生活や事業の状況などにより納付が困難な場合は、納税相談をご案内しております。納税相談では、滞納者に寄り添う姿勢での傾聴に努め、生活状況や抱えている事情などを詳しくお聞かせいただき、個々の状況に応じて納付計画を立てて、分割での納付をお願いしております。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

差押えなどの滞納処分については、法令により規定されていますが、直ちに差押えということではなく、納税相談などで滞納者に寄り添う姿勢で生活状況や抱えている事情等をできる限り詳細に聞き取り、状況に応じた納付計画を立てて、分割での納付をお願いしております。しかし、財産調査を行った結果、納税資力があるにもかかわらず、納付や催告にも応じない滞納者については、税負担の公平性の観点から、やむを得ず差押えなどの滞納処分を行っております。なお、その場合でも本人や家族の生活を守るために、生活費相当額を控除しております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてら

れるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

滞納処分については、国税徴収法により滞納者の財産を差押えなければならないと規定しておりますが、滞納者から「生活状況を伺う」姿勢は変えることなく、自主納付に向けて対応しております。また、業者の売掛金の調査は滞納者への信用への影響も大きいので、他に換価容易な財産がない場合等に滞納処分に必要な範囲で行います。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国保税の滞納者に対しては、その経済状況・生活状況等により納税相談を受け付け、国保が将来起こるかもしれないと予測される危機に対して、加入者が公平に分担し、万が一に備えるための相互扶助的な性格をもつ制度であることを理解していただきながら、少額に分納であっても納付していただけるよう折衝しております。

その中で特に、生活状況が厳しく納付困難な方へも気軽に納税相談をしていただけるよう案内しており、さらにきめ細やかな聞き取りをするなど配慮した上で適正に対応しております。

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

国・県では被用者以外への傷病手当金支給について、国保の枠組みとしての財政支援はおこなっていません。町では令和5年5月7日以前に罹患した、被用者でない国保被保険者に対して、傷病見舞金を支給しました。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】

上里町国民健康保険における傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症に関するのみ、国の示した基準により、財政支援の対象となる期間において実施しております。傷病見舞金についても同様の期間としています。

(10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

現在公募はしていません。保険医等を代表する委員については医師会・歯科医師会・薬剤師会より推薦をいただいています。また、被保険者及び公益を代表する委員については、区長会と民生委員からの推薦をいただいています。どちらも住民を代表する方と考えています。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

①に準じますが、住民を代表する方として区長会及び民生委員からの推薦をいただいています。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】

特定健診は自己負担無料となっております。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

特定健診と肺がん検診、大腸がん検診が同時に受診できます。

③ 2023年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

埼玉県が実施するヘルスアップ事業に参加し、未受診者に対する受診勧奨を、よりきめ細かく実施します。集団健診においても人数制限を緩和し、受診可能な人数を増加させています。

④ 個人情報管理に留意してください。

【回答】

上里町個人情報保護条例に基づき、個人情報の取り扱いに留意しています。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】

令和4年度末時点における財政調整基金残高は、1,408,702千円でございます。

② 高すぎる国保税を引き下げするために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】

財政調整基金の処分事由につきましては、「上里町財政調整基金の設置・管理及び処分に係る条例」にて定められており、活用にあたっては、町の財政状況等を踏まえ、慎重に判断していく必要がございます。社会情勢の変化による物価高騰に伴い、町民・町内事業者の方への支援が必要な現状は、十分、理解しております。

したがって、当町におきましては、令和4年度10月補正予算および令和5年度6月補正予算において、財政調整基金等を活用し、物価高騰に対する町独自の支援策を実施しております。今後も、社会情勢の変化を見極めながら、適切な支援策を実施できるよう、努めてまいります。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者医療被保険者と医療費の大幅な増加が見込まれる現状では、やむを得ないと考えます。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

現段階では独自の軽減措置を考えておりません。近隣自治体等の動向を注視します。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

所得如何に関わらず、高齢者の見守りにつきましては、社会福祉協議会や民生委員を中心に取り組んでいます。その方の状況に応じて各担当課と連携して対応するよう取り組んでいます。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

健康寿命の延伸を目的とし、健康マイレージ事業を実施しています。対象事業への参加やウォーキングの歩数が健幸ポイントとして付与され、ポイント数に応じた上里町共通商品券と交換できます。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】

特定健診、がん検診、歯周疾患検診は無料です。人間ドックは、25,000円を上限とした補助を行っています。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】

高齢の方が社会生活を送るうえで、加齢性難聴となった場合に補聴器を使用することの重要性は認識しております。補助制度につきましては、近隣自治体の動向を注視してまいります。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

県北区域には、再編縮小の検討対象病院はありません。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

第7次埼玉県地域保健医療計画では、医師の確保が全県的な課題として掲げられています。埼玉県において必要医師数の確保に向けた施策として、自治医科大学卒業医師の派遣や研修資金制度、医師のキャリア形成支援など様々な施策が展開されています。

また、町としては看護師確保のため、本庄児玉看護専門学校に対し負担金を支出しています。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症対策のような、今後も起こりうる様々な健康危機事案へ迅速かつ適切に対応できるよう人員体制の構築に努めてまいります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

当地域の保健所設置者は県であることから体制の状況について把握しておりませんので、今後の埼玉県の動向を注視してまいります。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】

感染症法上の位置づけが5類感染症となったことに伴い、季節性インフルエンザなどと同様に、感染対策につきましては個人の判断に委ねられることになりました。

高齢者福祉施設等で陽性者が発生し、感染拡大防止の必要があると保健所が判断した場合には、埼玉県より抗原定性キットが8月末まで配布されています。その他で検査を実施した場合、自費で検査していただくか、医療費等については健康保険が適用されることとなっています。

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】

感染症法上の位置づけが5類感染症となったことに伴い、季節性インフルエンザなどと同様に、医療費等については健康保険が適用されることとなっています。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用料2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】

介護保険制度は介護を社会全体で支えるために創設された制度であり、介護が必要な高齢者の生活を支える社会保障の1つとして欠くことのできない役割を担っています。今後利用者の増加が見込まれる中、国においても介護保険が持続可能な制度となるよう検討を重ねておりますが、町としても安定した介護保険運営となるよう取り組んでまいります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

介護保険料は、介護保険事業計画期間の3年間の高齢者人口、要介護認定者数、介護給付費等の介護サービス量を勘案し、必要な人に必要なサービスが提供できるよう、また安定的に制度を持続させていくことを考慮し、介護保険サービス事業費、地域支援事業費の総額から算出します。

次期計画の令和6年度から8年度は、前期高齢者と後期高齢者の割合が逆転し、後期高齢者数が増加することから今年よりも給付が伸びると予想されます。その中、全体に係る総額の公費、介護保険料の負担割合は法定であるため、第1号被保険者の保険料を下げることは難しいと考えます。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

保険料の軽減につきましては、令和2年3月の介護保険法施行令等の一部改正及び消費税率10%引き上げの満年度化を反映して、第1段階から第3段階までの保険料軽減が完全実施されました。

また、保険料の減免につきましては、災害等やその他やむを得ない事情により収入が著しく減少した場合等には、免除をすることが可能となっております。そのため、広報紙等への掲載など減免制度の周知に努めるとともに、相談があった場合には利用者個々の状況に応じ、丁寧に対応してまいります。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

在宅サービスの費用は要介護状態区分により支給限度額が決められており、区分が高くなるにつれて支給限度額も高くなります。ケアマネジャーが個々の要介護状態区分において適正な介護サービスをケアプランに位置付け支給限度額以内で作成しますので、支給限度額以上の費用が発生した場合は利用者及び家族の都合によるところが多いため、自己負担となっているようでありませぬ。

なお、利用者から個々に相談があった場合には、利用者の生活事情を伺いながら、ケアプランの見直しも含め、必要なサービスが適正に受けられるよう丁寧に対応しております。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

令和3年8月の改定で預貯金の額により対象から外れる方も数名いらっしゃいましたが、制度改正についてどのような状況になったら対象になるかを説明させていただき、ご理解いただきました。また、対象外となったことでサービスを利用しないという選択をされた方もいらっしゃいませんでした。

この制度は介護保険施設の入所やショートステイを利用の方が対象となるものであることから、今回の改正が利用の抑制に直結するものとは理解しておりませぬ。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

認知症対応型共同生活介護事業所につきましては、地域支援事業の任意事業において要介護者及び要支援2の認定者を受け入れ、家賃、食材料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている事業者を対象に家賃等助成事業を行っていますが、現在対象事業者はおりません。

なお、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護につきましては、現在当町には該当事業者がおりませんが、新規指定の際には検討が必要と考えます。

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

- (1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

新型コロナウイルス感染拡大後の経営状況の実態把握はしておりませんが、感染拡大がみられた当初は介護事業所においても少なからず経営に影響を受けていたものと認識しております。そこで令和2年度、町では町内61ヶ所の介護事業所に対し5万円の応援金を給付いたしました。令和3年度の給付状況を見ますと、通所系サービスはコロナ前に回復し訪問系サービスはコロナ前より増加していることから、各介護事業所の経営も改善してきているものと推察いたしております。

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症は5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、現在町から衛生材料の配布は実施しておりません。重症化リスクの高い高齢者と接する高齢者施設等では感染対策と健康観察が重要となりますので、引き続きの取り組みをお願いしてまいりたいと考えております。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、現在、令和5年春開始接種を実施しています。対象となるのは高齢者の他、高齢者施設等従事者や基礎疾患等がある方で、医療機関での個別接種や入所施設内での接種も行っています。

また、介護施設では定期的なPCR検査の実施ではなく、利用者等の体調悪化を早期に発見し、施設内で陽性者が確認された場合には職員も含め利用者全員にPCR検査を実施する対応に変わってきております。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

町内にある特別養護老人ホームなどの施設につきましては、現在充足していると捉えているため増設等の予定はありませんが、小規模多機能型居宅介護の事業所整備は第 8 期介護保険事業計画に位置付け取り組んでおります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

当町は地域包括支援センターを直営で 1 か所設置し、職員体制を地域包括支援センターが設置された平成 18 年度の 5 人から令和 5 年度には 9.16 人に増やして、高齢化の進展、それに伴う相談件数の増加や困難事例に対応しています。そして、働きながら介護する家族等の相談支援窓口を平日時間外、土日に開設し、相談支援体制の充実を図っています。更に令和 4 年 4 月に中核機関が町に設置されたことより、センターでも成年後見制度の利用促進に努めています。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

令和 2 年度介護労働実態調査によると介護業界の離職率は 14.9%であり、医療、福祉、金融、保険業、情報通信業、小売業などを含む 16 産業の離職率 14.2%と比べてやや高い離職率となっています。そして、同調査による介護職員の退職理由は、人手不足、賃金が低い、人間関係の悩みが上位に挙げられます。

町では高齢化の進行に反し、介護現場の担い手となる生産年齢人口が減少することや高い離職率による人手不足に対応するため、介護人材確保を目的とする「介護に関する入門的研修」を令和 4 年度に開催し、今年度も実施予定となっております。

また、賃金につきましては、介護報酬の介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の 3 つの加算が充てられており、賃金引き上げにつながっていると考えます。

今後も国や県と連携しながら、介護福祉従事者の確保と定着への取組を推進してまいります。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が 2020 年 3 月 31 日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

ヤングケアラー及びケアラーに関する相談窓口の設置、ヤングケアラーやケアラーの認知度を高めるための広報やHPを活用した情報発信、包括的に支援していくための体制づくりを進めております。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

インセンティブ交付金の目的は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を評価し都道

府県及び市町村を支援するものであり、インセンティブの評価項目にあるケアマネジメントの質の向上、多職種連携の推進を通じて、その人らしく生活できるよう支援するものです。

介護保険法の目的に沿い、高齢者の尊厳を保持し、要介護状態になっても有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう支援するための重要な財源となっておりますので、引き続き効果的な活用を図ってまいります。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

介護保険制度は介護を社会全体で支えるために創設された制度であり、介護が必要な高齢者の生活を支える社会保障の1つとして欠くことのできない役割を担っています。そして、介護保険制度を持続可能な制度とするため財源構成が定められています。国庫負担を増やし介護保険料を減額することは介護保険の持続可能性を確保することが困難になると考えます。給付に必要な財源を確保し、安定した介護保険の運営に取り組んでまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある人も、ない人も、理解し合い、共に支えあう社会づくりを目指し、当事者の意見を取り入れながら計画の策定を進めてまいります。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】

当該事業については、令和5年6月に開始し、上里町では現在事業所への周知、機能登録事業所の募集を募っております。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

関係機関等と協議を進めていく中で検討してまいります。

- (3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

入所施設等の整備につきましては、障害の内容、程度に応じた障害者のニーズに適切に対応するため、地域内の事業所や近隣自治体との連携を深めながら検討してまいります。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

地域生活に関する様々な情報提供をしていくとともに、複雑化・多様化する生活課題に対応できるよう、各関係機関や庁内関係課と連携し、総合的な相談支援体制の推進に努めます。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】

自立支援協議会や近隣市町村と連携のうえ検討してまいります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

所得制限、年齢制限については、制度を安定的に継続していくために必要と考えております。一部負担金の導入については現在の予定はありません。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

対象者については、埼玉県補助基準に則って実施しています。対象者及び支給内容の拡大については県の動向を踏まえて検討してまいります。

(3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

二次障害に悩んでいる方々が必要とするサービスの案内等を行い、関係機関や事業所との連絡調整、並びに、保険・医療担当部署との連携を図ってまいります。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

上里町は実施しております。

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

上里町では1年間の利用上限額を150時間と定めております。現状、上限まで利用する方はおらず、上限時間の引き上げに対してのご相談もないため利用時間拡大は予定しておりません。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】

市町村格差が生じぬ様、近隣市町村の動向を踏まえ検討してまいります。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券(補助券)の検討を進めてください。

【回答】

福祉タクシー制度は県の協議会で制度の仕組みを検討しておりますので、その内容への提言については近隣市町村と協議の上検討してまいります。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー制度につきましては、利用者本人が利用する場合、介護者の同乗も可能です。燃料費助成については、平成31年度より視覚障害者と同居、生計同一の親族の方も対象とする改正を行っております。所得制限や年齢制限の導入は予定しておりません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

今後においても本庄児玉郡市にて連携を深め、県の協議会で制度の仕組みを検討してまいります。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

上里町は、避難行動要支援者名簿に登載する要配慮者の範囲につきましては、地域防災計画の中で、「要介護認定3～5を受けている者、身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている者、療育手帳(㊤・A)の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている者、その他、上記の要件に該当しないが、自力避難が困難な者」と規定しており、その他の要件に該当することにより、希望する人の名簿への登載が可能となっております。登載者の避難経路、避難場所等については、個々の状況を把握した上で、関係者のご協力もいただきながら、個別避難計画の作

成を推進してまいりたいと考えております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

上里町には、要配慮者の生活に必要な物資や機材、人材が確保された公共施設がないため、民間の社会福祉施設と協定を結び、福祉避難所として利用させていただくことになっております。災害の態様や被災状況等により開設する福祉避難所が異なることから、官民連携により、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

災害の規模にもよりますが、地域防災計画に基づき、町内の被災状況並びに被災者の避難状況等を把握し、備蓄食料や支援物資をお届けできるよう、最大限努力します。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

地域防災計画には、「避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者その他の者に対し名簿情報を提供できるものとする。」と記載されていることから、適切に対応してまいります。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

感染症対策として、物品の整備と避難所開設時の運用方法等について、担当部局間で協議しております。また、感染者の対応につきましては、必要に応じて保健所と連携を図り、適切に県・国との役割分担のもと、対処いたします。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

社会状況を考慮しながら検討してまいります。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】

障害者からの相談等があった際は、適切に対応してまいります。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

新型コロナウイルスワクチンは臨時接種として国の方針に従い実施しています。接種場所についてはかかりつけ医の他、入所施設内での接種も実施しています。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】

社会状況等を考慮し、近隣市町村や埼玉県との連携を図り検討してまいります。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】

難病患者につきましては、障害者雇用促進法の対象外であるため、対象者を把握しておりません。今後、埼玉県の取組や他市町村の事例などを参考に、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

上里町では、令和5年4月1日時点での待機児童はおりません。

ただし、年度途中においては育児休業からの復帰等による入所希望者が増え、待機児童が発生している状況です。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

面積要件や保育士の配置要件を考慮せず、単純に定員に対して弾力化を行った場合、町全体では、約 700 人の受け入れが可能と考えられます。年齢別の受け入れ児童総数については、保育室の面積や保育士の配置等を考慮する必要があるため、現状での算出は難しいと考えています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

町では、公立保育所、認可保育所の整備等については「子ども・子育て支援事業計画」に基づき進めております。民間保育所の整備等により待機児童総数は減少しておりますが、年齢別にみると、低年齢児においては希望通りの入所が難しいケースもあるのが実情となっております。今後も同計画に基づき、保護者、地域のニーズ等を考慮しながら、町の実情に即した整備を進めてまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

障害児等、育成に支援が必要な児童の受け入れ枠は定めておりませんが、障害児等を受け入れた保育所に対して、県の障害児保育事業による補助を実施しています。また、町単独事業である上里町障害児保育対策費補助事業については、令和 4 年度補助単価を増額するなど補助制度を整えております。しかしながら、支援が必要な児童の受け入れを増やすには、施設整備や保育士の確保が必要となりますので、早急に受け入れを増やすことは難しいと考えます。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現在のところ、町には認可保育施設に移行する認可外保育施設はございませんが、移行希望のある場合には施設整備事業費等についても検討してまいります。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5 類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

少人数保育については、現状の保育士数、スペース等を考慮すると、すぐに実現することは難しい状況です。

上里町では国が実施する施策等の情報提供に努め、町内保育施設に対し、保育士への処遇改善事業を積極的に推進しております。また、公立保育所については人員確保や保育業務支援ツールを導入する等、働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、配慮の必要な子どもに対応

するための加配を行うなど、きめ細かい支援を行ってまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】

配置基準が見直されることで、更なる保育士不足が懸念され、1歳児と4・5歳児について、保育士の配置を手厚くした場合には運営費を加算していることから、早急な保育士の確保が求められます。保育の質を上げるためには、保育士の働く環境づくりが重要となり、保育士の確保につながると考えております。

今後も、町内保育施設に対し、国が実施する施策等情報提供に努め、保育士への処遇改善事業を積極的に推進してまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】

0歳から2歳児の保育料については、国の無償化の対象となっている住民税非課税世帯以外に、独自事業として、課税世帯の児童についても保育料の無償化を実施している自治体もあります。当町としましても、独自に年齢、課税・非課税に関係なく第3子以降の保育料及び副食費について無償化しています。引き続き国や自治体の動向を注視しながら、負担軽減について検討してまいります。

(2) 給食費食材費（副食費）を無償化してください。

【回答】

令和元年10月より実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、従来からの主食費に加え3歳から5歳の保育所等における食材料費等（副食費）は各保育所で実費徴収されております。町では、副食費について、国の基準に加え独自の基準を設け免除措置を行っており、子育て世帯の経済的負担軽減に努めております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

上里町では、児童の処遇の低下や保育に対しての格差が生じないように、また、安心安全な保育を提供するため、県等が実施する研修の情報を町内保育所に提供し、参加するよう呼びかけております。また、児童福祉法に基づき、認可外保育所に対しては年1回立ち入りを行い、「認可外保育施設指導監査基準」に基づく指導監査を実施しております。その他の認可保育所についても、県と連携を図りながら、必要に応じて保育内容を確認し保育の質の確保に努めております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

上里町では現在、育児休業取得により就園中の子どもに対し退所を促すという取扱いはしておりません。また、入所希望がある場合には、個々の家庭事情等を丁寧に聞き取り、公平性を担保しつつ格差が生じないように支援を行っております。

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

上里町の学童保育（放課後児童クラブ）は、国が定める標準的な支援規模（1単位をおおむね40人とする。）において運営されております。

町内には9か所の学童保育（放課後児童クラブ）があり、保護者の選択肢は増えておりますが、利用については希望に添えない場合もありますので、引き続き待機児童の解消に取り組んでまいります。

今後も、「上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき適正な運営を図ってまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

上里町では民間学童保育所に対して、国が実施する「児童支援の質の向上」を図るための処遇改善事業を積極的に推進し、適正に放課後児童支援員へ賃金として還元されるよう取り組んでおります。学童保育指導員の処遇改善を図るため、引き続き、普及に努めてまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」) 立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

公立公営については、県独自の補助はありませんが、県の補助の基準に沿った配置をしています。引き続き県の動向等情報収集しつつ、今後も適切な運営に努めてまいります。

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

- (1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】

平成31年4月より、こども医療費の無料対象を「18歳年度末」まで拡大しました。

- (2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】

(1)に準じますが、平成31年4月より、こども医療費の無料対象を「18歳年度末」まで拡大しました。高卒相当年齢に対する無料化につきましては、年齢基準や在学中であることの証明、所得の有無、所得制限を設ける等、拡充に向けて様々な検討が必要となるため、現状では難しいものと考えます。

- (3) 国に対して、財政支援と制度の拡充(年齢の引き上げの法制化)を要請してください。

【回答】

現状では県の助成が行われていますが、対象は未就学児となっています。国や県の助成拡充について、要望していきたいと考えています。

- (4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】

県の助成対象を高校3年まで拡充することについて、要望していきたいと考えています。

- (5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】

町では現在、自己負担なしで運用していますが、今後の国や県の動向を注視してまいります。

10. 子育て支援を拡大してください。

- (1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】

町全体としての「子ども・子育て支援」を考えるうえで、既に実施されている法定軽減等の他に国保加入世帯の子どものみを対象とした新規の財政支援は難しいと考えます。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】

本町の学校給食は、本庄上里学校給食組合によるセンター方式ですので、当該給食センターに確認したところ、食材の安全性の確保に努めながら、地場産物を積極的に活用しているそうです。無償化につきましては、町の財政状況や事業の優先順位等を考慮し慎重に検討する必要があります。

なお、期間を限定した臨時的な給食費に補助につきましては、必要に応じて実施したいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】

ホームページや「生活保護のしおり」を活用し、生活保護に係る情報提供に努めております。窓口では申請者や相談者の話を傾聴し、今後においても丁寧な対応に努めてまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県のお知らせ(R5年)にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

「扶養照会」につきましては、令和3年2月及び3月に厚生労働省・援護局から発出された事務連絡において、扶養義務履行ができない者の判断基準の留意点や要保護者が扶養照会を拒んでいる場合の対応などについて示されているところですが、「扶養照会」に係る事務につきましては、保護の実施機関である埼玉県北部福祉事務所が行っているところです。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反で

す。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官 OB が保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】

本件につきましては、町に権限がありませんので、回答は控えさせていただきます。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】

生活保護の決定や支給に関しては、埼玉県が担当していますので回答は控えさせていただきます。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

本件につきましては、町に権限がありませんので、回答は控えさせていただきます。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】

生活保護の決定や支給に関しては、埼玉県が担当していますので回答は控えさせていただきます。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】

生活保護者への地方自治体単独での補助金のあり方については、生活保護の実施主体である埼玉県北部福祉事務所や近隣市町村と検討してまいります。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに

に、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

各課窓口部署等で手続きや相談の際、生活に困窮している状況である場合には、生活困窮者及び生活保護担当窓口へ直接案内してもらうよう連携体制はできています。

また、生活困窮者自立支援制度を所管しているアスポート相談支援センター埼玉北部とも連携を密にし、対応しています。